

風しんワクチン任意予防接種費用の一部を助成します！

妊娠している女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが心臓病、白内障、難聴などの障がい「先天性風しん症候群」になる可能性があります。

美濃加茂市では、風しんのまん延を予防し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、風しんワクチン予防接種にかかる費用の一部を助成します。

助成金交付の対象

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 風しん抗体価が十分でない妊娠中の女性の同居者

のうち、下記の要件をすべて満たしている者

※(2)のうち昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、健康課へご相談ください。

① 美濃加茂市内に住所を有すること

(風しんワクチンの予防接種をした日、助成金の交付申請日の両日。(2)の場合は、当該女性についても両日とも美濃加茂市内に住所を有することが条件)

② 風しんワクチンの予防接種をした日より1年以内に風しん抗体検査を受け、抗体価が十分でないと診断された者であること

(抗体検査の基準：HI法16倍以下、EIA法8、0未満、CLEIA法14未満)

③ 風しんワクチンの予防接種をした日が平成31年4月1日以降であること

④ 市税等を滞納していないこと

助成額

風しんワクチン予防接種の費用額(上限5,000円)

※助成は、対象者1人につき1回限り

助成金の申請方法

下記の必要書類を持参のうえ、予防接種を受けた日の翌日から1年以内に申請してください。

- 美濃加茂市風しんワクチン予防接種費用助成金交付申請書(別記様式)
- 風しんワクチンの予防接種をしたことが確認できる書類
- 風しんワクチンの予防接種に係る領収書(原本)
- 風しんウイルス抗体検査の結果を確認することができる書類
- 振込先口座が分かるもの(通帳など) ※振込先口座は申請者名義のものに限ります
- 印鑑(スタンプ式印は不可)

【申請先・問い合わせ】

美濃加茂市役所 健康課(保健センター)

〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431-1

(0574) 25-2111 (内線 392)

